

誓約書

年 月 日

旭川市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名

私は、旭川市宿泊施設等受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に関し、以下の事項について誓約し、虚偽の申請若しくは誓約を行った場合又は要綱の規定に違反した場合は、交付決定の取消し、補助金の返還その他要綱に基づく措置に従います。

1. 申請書に記載する内容は、事実と相違はありません。
2. 要綱第 2 条に定める補助対象者の要件を満たしており、同条第 2 項各号のいずれにも該当しません。また、要綱の内容に同意し、これに従います。
3. 事業の実施に必要な許認可等がある場合は、必要な許認可等を取得しています。
4. 補助対象事業を実施するために必要な所有権その他の権原を有しており、又は所有者その他関係者から必要な承諾を得ています。
5. 交付要件の確認のため、旭川市宿泊税条例の規定に基づく申告状況、旭川市税の納付状況その他申請者に関する必要な情報について、旭川市が関係部署に照会し、確認することに同意します。
6. 補助金の審査及び適正な執行に必要な範囲で、申請書その他の提出書類に記載された情報について、北海道、旭川市の関係部署、保健所、警察その他の関係機関に照会し、又はこれらの機関に必要な情報を提供することに同意します。
7. 補助対象経費には、要綱第 4 条第 2 項第 4 号に規定する本市が交付する他の補助金等の交付対象となった経費は含まれていません。また、国、北海道等が交付する他の補助金等の交付対象となっている経費については、当該補助金等の交付状況を適正に申告し、要綱の規定に従います。
8. 不交付決定により、補助金が交付されないことに同意します。また、交付決定の結果、補助金が申請額より減額される場合もあることに同意します。
9. 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、要綱第 19 条の規定により、交付決定の取消や補助金の返還等に応じるとともに、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき要綱第 19 条第 4 項に規定する延滞金を納付することに応じます。
10. 旭川市から報告、実地調査又は現地調査等の求めがあった場合は、これに協力します。
11. 旭川市宿泊税条例に基づく申告その他の手続を行う義務がある場合は、必要な手続を適正に行っています。
12. 補助対象事業を実施するに当たり、必要な法令等の基準を満たしています。